

令和3年度JR古賀駅東口周辺地区整備ガイドライン等策定業務委託募集要領

令和3年度JR古賀駅東口周辺地区整備ガイドライン等策定業務委託について、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行うので、次のとおり提案を募集する。

1. 委託業務の概要

(1) 業務の名称

令和3年度JR古賀駅東口周辺地区整備ガイドライン等策定業務委託
(以下、「本委託業務」という。)

(2) 委託業務の目的

将来的なまちづくりを見据え、市民にとってより良い空間づくりを形成するための空間デザイン検討を行い、対象エリアのルール等を取りまとめたガイドラインを策定することを目的とする。

(3) 委託業務の内容

別添「令和3年度JR古賀駅東口周辺地区整備ガイドライン等策定業務委託」仕様書のとおり

※仕様書の内容は現時点での予定であり、審査決定後に提案等受ける中で変更する可能性がある。

(4) 履行期間

契約の日の翌日から令和4年3月31日（木）まで

(5) 委託金額の上限

32,615千円（ただし、消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模（業務量）を示すためのものであることに留意すること。また、見積書を提出する際は、提案上限額を超えてはならない。

2. 参加資格

本公募に参加しようとする者は、本公募を開始した日の前日を基点として、次に掲げる資格要件のすべてを満たしていなければならない。

なお、提出書類又は参加表明書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで参加事業者としては取り扱わないものとする。

(1) 古賀市一般(指名)入札参加資格等に関する規程(平成9年4月告示第27号)

第3条に規定する2021・2022年度一般(指名)競争入札参加資格者名簿「測量・コンサルタント業者」の「建設コンサルタント業務(都市計画及び地方計画)」に登録されている者であること。ただし、本件に限り、同登録の申請を受理された者でも可能とする。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本市から古賀市指名停止措置要綱（平成18年3月告示第40号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込提出期限以前になされている場合はこの限りでない。
- (5) 暴力団排除に関する特約条項第1条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) 参加表明者の業務実績等に関する要件
 技術士（総合技術監理部門-建設（都市及び地方計画）又は建設部門-（都市及び地方計画））の資格を有し、登録を行っている者で都市再開発における計画、基盤整備の設計の実務経験を有する管理技術者を配置し得ること、又は建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格取得後5年以上の企画・設計の実務経験を有する管理技術者を配置し得ること。また、管理技術者は、建築士事務所の管理建築士ではないこと。
 ※業務実績とは、国又は地方公共団体から直接受注し、履行した実績とする。また、共同企業体での実績については、代表企業における実績のみを対象とする。
- (7) 本委託業務を遂行するために必要とされる業務経験を有した者を従事させることができる者であること。

3. 応募手続等

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加希望者は、次の書類を提出すること。なお、共同事業体としての参加は認めるものとする。

提出書類名	様式	提出部数	
		正本	副本
参加表明書	様式1	1	
会社概要書	様式2	1	1 1
配置予定管理技術者等の同種又は類似経歴	様式3（※ ¹ ）	1	1 1
企画提案書 （業務実施体制・業務工程表を含む）	様式4及び任意 様式（※ ² ）	1	1 1
配置予定技術者一覧	様式5（※ ¹ ） （その1～3）	1	1 1
説明補助資料	任意様式	1	1 1
見積書（積算内訳・積算根拠を含む）	任意様式	1	
質問書（必要がある場合のみ）	様式6	1	

※1 業務内容が分かる資料及び契約書の写し等を添付すること

※2 企画提案書任意様式の詳細については、(2) を参照すること。

(2) 企画提案書の様式等

- ・企画提案書はA 4判カラー印刷（A 3判の折り込み可）とし、両面印刷とすること。
- ・企画提案書は目次及びページ番号をつけること。なお、ページ数に制限は定めない。
- ・企画提案書に、業務実施体制及び業務工程表を記載すること。
- ・企画提案の趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記載すること。
- ・別紙「仕様書の業務内容」および「提案課題」に沿った企画提案書を作成すること。
- ・PDF データを CD-R または DVD-R 1 枚にて提出のこと
※ファイル名は任意とするが、社名の一部を入れ判別しやすくすること。

4. 企画提案書作成の留意事項

参加表明に基づき選定された者は、以下に示す提案課題をもとに提案内容を仕様書の業務内容と併せて企画提案書に記述すること。

(1) 提案課題

以下の①から④のテーマについて、令和3年度JR古賀駅東口周辺地区整備ガイドライン等策定業務委託仕様書に基づき、本市の地域特性、周辺環境との調和等を十分に理解した上で検討し、企画提案書に記述すること。

- ① 生涯学習ゾーン、既存工場施設等との接続・導線の考え方
- ② 自由通路橋から都市公園までのシンボル軸と周辺との回遊性の考え方
- ③ 対象エリアのゾーニング（配置）の考え方
- ④ サウンディング調査のプロセスおよび方法

(2) 作成上の留意事項について

ア 企画提案書は仕様書をもとに様式4（3.（2）企画提案書の様式等を含む）にて提案内容を具体的に記述すること。

イ 見積価格は、任意様式とし税抜きで記載すること。（正本のみに記載すること。）

ウ ①～④の提案課題に対し、可能な限りビジュアル等で分かりやすく企画提案書に記述すること。

エ 具体的な設計図は使用してはならないが、文書を補完するための最小限の配置図、平面図などは使用してかまわない。

ただし、設計の内容を具体的に表現されたものを求めるものではない。

5. 提出方法等

(1) 提出期限

ア 参加表明書等（様式1、様式6）

令和3年6月24日（木）午後5時必着

イ 企画提案書等（様式2から様式5）

令和3年7月7日（水）午後5時必着

(2) 提出先及び提出方法

郵送又は持参。持参する場合の受付時間は、平日8時30分から17時までとする。

(3) 提案募集に関する質疑

ア 質疑の方法

本提案募集の内容について質疑がある場合は、令和3年6月24日（木）午後5時までに（必着）、書面（様式6）で、担当部局宛てにFAX又は事前に電話連絡のうえ持参により提出すること。

なお、FAXによる場合は、受信を必ず電話で確認すること。

イ 質疑に対する回答

すべての質疑及び回答については、参加申込書を提出したすべての者に対し令和3年6月28日（月）までに電子メールにて行うものとする。

なお、回答は、本要領と一体のものとして、要領と同等の効力を有するものとしします。

(4) 担当部局（書類提出先）

都市整備課 古賀駅周辺開発推進室（担当：近藤、福井）

〒811-3192 福岡県古賀市駅東1丁目1-1

TEL：092-942-1268 FAX：092-942-3758

E-mail：ekikaihatsu@city.koga.fukuoka.jp

6. 受託候補者の選定

(1) 選定方法

「令和3年度JR古賀駅東口周辺地区整備ガイドライン等策定業務委託公募型プロポーザル方式審査会設置要領」に基づく審査会が、同要領及び「令和3年度JR古賀駅東口周辺地区整備ガイドライン等策定業務委託募集要領」（以下、「募集要領」という。）に基づく公正な審査を行って受託候補者を選定する。

まず、審査会は、本公募への参加を希望する者が提出する参加表明書に基づき、参加資格の確認を行い、参加資格を有すると認められた者（以下、「参加有資格者」という。）から提出された提出書類に基づき、評価項目について書類審査及びヒアリングにより内容を審査し、第1順位の提案を行った者を受託候補者として選定する。

ただし、第1順位の提案を行った者の評価点が60点に満たない場合は、当該提案者について、本業務を適切に履行する能力を有すると認められないと判断し、受託候補者として選定しない。このほか、本業務の履行に支障があると認められる場合においても、受託候補者として選定しないことがある。

書類審査では、参加有資格者が提出する企画提案書等の様式2から様式5（見積

書を含む) について審査を行い、書類審査にて合格したもののみヒアリング審査を実施する。なお、書類審査については、「評価項目表」の「提案要求事項(大項目1～5)」の、「評価区分」が必須の項目について提案されている企画提案書を合格とする。ヒアリング審査では、参加有資格者が提出する企画提案書の様式4～様式5および任意様式等について、対象者によるプレゼンテーション及び質疑応答により審査を行う。

(2) 評価項目

別紙評価項目表のとおり

(3) ヒアリング審査について

書類審査にて合格となった参加有資格者を対象に、提案の内容確認や補足説明を受けることを目的として、ヒアリング審査を実施する。

ヒアリング審査は、令和3年7月中旬を予定として実施する。なお、ヒアリング審査の実施の順番(事務局にて厳正に抽選のうえ決定する。)を含めた日時や場所の詳細については、企画提案書提出期限後速やかに、すべての応募者に通知する。

- ・実施日：令和3年7月所定日(予定)(該当者には別途メールにて通知)
- ・会場：未定(該当者には別途メールにて通知)
- ・時間配分：説明10分、質疑応答10分(予定)
- ・内容：企画提案書に基づく提案内容の説明
- ・その他の留意事項
 - ヒアリング審査は、本市において定められた評価基準に基づき審査する。
 - 配置予定技術者一覧(様式第5-1、5-2)に記載されている管理技術者又は主たる担当技術者が説明するものとする。
 - 市において、スクリーン及びプロジェクターを準備する。これ以外に必要な機器、道具など(PC等を含む)は、提案者において準備すること。
 - プレゼンテーション時に追加の資料がある場合には11部用意し、当日持参すること。

(4) 選定結果の通知

- ・審査の結果については、令和3年7月中旬頃(予定)プレゼンテーションを行った者に文書で通知する。
- ・書類審査、ヒアリング審査ともに、審査に対する異議の申立ては、受け付けない。

7. 契約の締結

受託候補者の選定後、本市が提示する委託仕様書及び受託候補者の提案内容等を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結する。

なお、合意に達しない場合は、次点の者と順次協議を行い、合意に達したときは、その者(ただし、本委託業務を適切に履行する能力を有すると認められる者に限る。)と契約を締結することとする。

(1) 契約内容

契約内容は、企画提案書等に基づき、受託候補者とともに内容を確認の上、決

定するものとする。

(2) 契約保証金

契約締結にあたっては、古賀市財務規則（平成9年規則第20号）第118条第1項の規定により、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、同条第2項の規定により保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(3) 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては、業務完了後に支払うものとする。

(4) 契約締結における個人情報の取扱い

契約締結にあたっては、古賀市個人情報保護条例（平成14年条例第23号）に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように適正に取り扱わなければならない。

8. 説明会

説明会は、令和3年6月22日（火）に実施する。説明会を希望する者は、公募を開始した日から令和3年6月21日（月）午後5時までに、企業名、代表者名、担当者名、電話番号、FAX番号、見学を希望する旨及び参加予定人数を記載した書面（任意様式）を5（4）までメール又はFAXで送信すること。

ただし、FAXを送信した際は、必ず着信の確認を行うこと。見学日程の詳細は、FAXによる申し込み受理後に通知する。

9. スケジュール

項目	日時
公募開始	令和3年 6月15日（火）
説明会申込期間	令和3年 6月15日（火）から 令和3年 6月21日（月）17時まで
説明会	令和3年 6月22日（火）
参加表明書提出期間	令和3年 6月15日（火）から 令和3年 6月24日（木）17時まで
質問書受付期間	令和3年 6月15日（火）から 令和3年 6月24日（木）17時まで
質問回答日（予定）	令和3年 6月28日（月）まで
企画提案書提出期間	令和3年 6月15日（火）から 令和3年 7月7日（水）17時まで
書類審査結果の通知（予定）	令和3年 7月9日（金）まで
プレゼンテーション	令和3年 7月中旬（予定）
受託候補者選定結果通知	令和3年 7月中旬（予定）
契約締結	令和3年 7月下旬（予定）

10. 注意事項等

(1) 参加資格について

申込日から選定結果の通知の日までに、本要領2に定める参加資格を欠くこととなった場合は、本プロポーザルへの参加を取り消すものとする。

(2) 提出書類について

ア 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

ウ 提出書類は返却しない。

エ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合以外は認めない。

オ 提出書類については、応募者に無断で、本委託業務の受託候補者の選定以外の目的で使用しない。

カ 次のいずれかに該当する場合は無効とする。

(ア) 提出書類を本要領に定める提出期限、提出方法等によらずに提出した場合

(イ) 提出書類に記載すべき事項の全部若しくは一部が記載されていない場合
又は不備がある場合

(3) 失格事項について

参加申込書を提出した者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・ 本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- ・ 本実施要領で定めた様式及び記入要領に示す条件に適合しない場合
- ・ 提出書類に記載すべき事項が記載されていない場合
- ・ 提出書類又はプレゼンテーションにおいて、虚偽の記載、提案があった場合
- ・ 審査結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- ・ 契約締結の日までに参加資格を満たさなくなった場合
- ・ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(4) 選定結果の公表について

受託候補者（第1順位の提案を行った者）及び評価点について選定結果がわかる情報を古賀市ホームページにおいて公表する。